

令和4年（2022年）1月27日

横須賀市上下水道事業管理者

上下水道事業管理者 長 島 洋 様

水道事業及び公共下水道事業経営審議会

委員長 宇 野 二 朗

水道事業及び公共下水道事業の事業計画並びに水道料金及び下水道使用料等の体系及び水準について（答申）

令和2年2月5日に諮問がありました水道事業及び公共下水道事業の事業計画並びに水道料金及び下水道使用料等の体系及び水準については、当審議会で慎重に審議を重ね、別添のとおりとりまとめましたので、答申します。

答 申 書

令和4年（2022年）1月

横須賀市水道事業及び公共下水道事業経営審議会

| | | |
|-----------------------------|-----|----|
| はじめに | ・・・ | 1 |
| 1 水道事業・下水道事業が対応すべき課題 | ・・・ | 2 |
| 2 横須賀市上下水道マスタープラン 2033 について | ・・・ | 4 |
| 3 水道料金の見直しについて | ・・・ | 5 |
| 4 下水道使用料の見直しについて | ・・・ | 9 |
| おわりに | ・・・ | 13 |

はじめに

令和2年(2020年)2月5日に、令和4年度(2022年度)を計画初年度とする横須賀市水道事業及び下水道事業の新たな事業計画とあわせて、その財源となる水道料金・下水道使用料等の体系及び水準について、上下水道事業管理者から諮問されました。

人口減少・水需要の減少、施設の老朽化、地球温暖化の進行、自然災害による被害の多様化などの従来からある課題に加えて、審議期間中においても、新型コロナウイルス感染症の流行とこれに伴うライフスタイルの変化など、水道事業及び下水道事業を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

横須賀市水道事業及び公共下水道事業経営審議会では、事業を取り巻く環境の変化に対応し、市民にサービスを持続的に提供できる水道・下水道の実現を目指して、8回にわたり審議を重ねてきました。

新たな事業計画及び事業計画を実現する水道料金・下水道使用料の体系及び水準について、以下のとおり答申します。

令和4年(2022年)1月

横須賀市水道事業及び公共下水道事業経営審議会

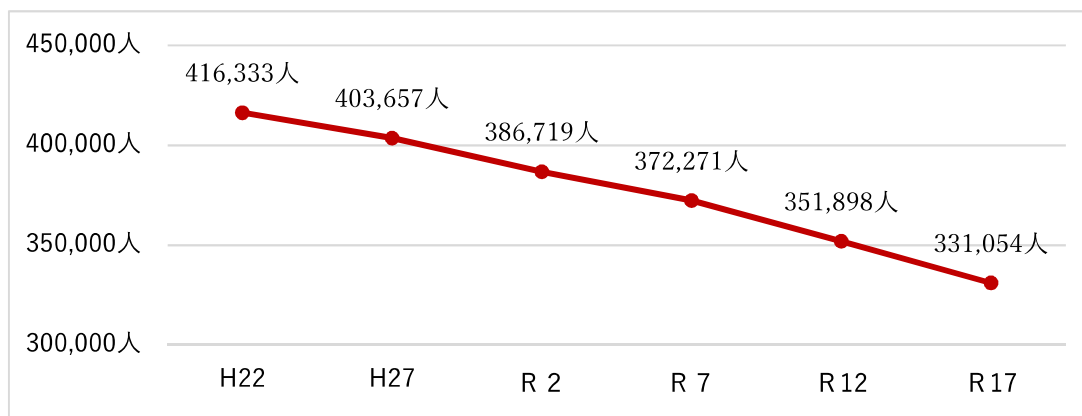
委員長 宇野 二郎

1 水道事業・下水道事業が対応すべき課題

(1) 人口の減少

本市の人口は平成4年（1992年）5月の437,170人をピークに減少に転じ、平成29年度（2017年度）末には40万人を割り込んだ。

人口の減少は今後も続く見込みで、令和15年度（2033年度）には、約34万人まで減少する見込みである。

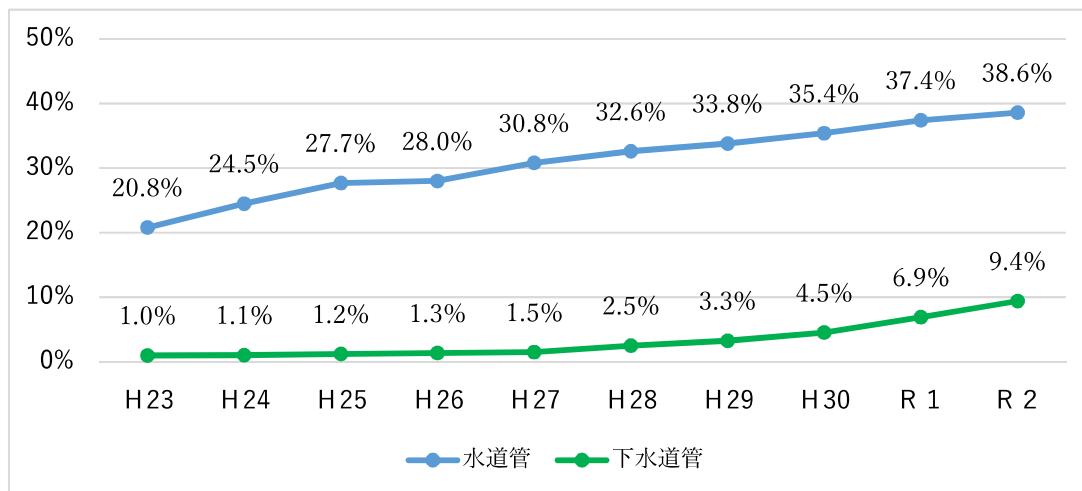


グラフ1 横須賀市の人口の推移と予測 ※R 2までは実績値、R 7以降は予測値

(2) 上下水道施設の老朽化

水道は、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備した膨大な量の水道管のほとんどが耐用年数を超えている。

下水道は、昭和40年代に整備した下水道管では耐用年数を超える管が増えている。



グラフ2 耐用年数を超えた水道管・下水道管の割合

(3) 環境問題・地球温暖化の進行

地球温暖化による気温上昇、短時間豪雨や台風の大型化など、気候変動による被害や災害が増加している。

また、公共用水域の水質保全や資源の消費量削減・リサイクルなど、環境対策の重要性が増している。

(4) 災害による被害の多様化

東日本大震災以降、大きな地震の発生頻度が高まっている。

また、短時間豪雨の頻発や台風の大型化など風水害リスクへの対応や、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威への対応など必要性も高まっている。

2 横須賀市上下水道マスタープラン 2033 について

別紙「横須賀市上下水道マスタープラン 2033」に沿って、令和 4 年度（2022 年度）から令和 15 年度（2033 年度）の事業を運営されたい。

なお、事業運営にあたっては以下の事項に留意されたい。

（留意事項）

- ・ 本市は、地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例（令和 3 年条例第 59 号）を施行しており、水道事業及び下水道事業においても地球温暖化対策に積極的に取組まれたい。

3 水道料金の見直しについて

(1) 料金体系について

ア 基本水量について

基本水量は、公衆衛生の向上や生活環境の改善を目的として導入された制度で、基本水量の範囲では一定額で水道を利用できるものである。

本市においては、昭和 50 年（1975 年）に 1 か月当たり 10 m³までを基本水量とする料金体系を導入した。

本市における水道普及率は 100%に達し、公衆衛生の向上など所期の目的は達成されており、基本水量制度の意義は薄れている。

また、近年は世帯人数の減少や節水型社会の定着により、使用水量が 1 か月当たり 10 m³未満の使用者の割合が増加しており、水の使われ方の変化に対応した料金体系が求められている。

以上のことから、基本水量を廃止し、1 m³から 10 m³までの従量料金を新設することで、節水型社会に対応した料金体系とすることが望ましい。

イ 基本料金と従量料金の割合について

水道料金の総括原価の大半は、供給量に関係なくかかる固定費で構成されている。一方、水道料金収入の多くは、使用水量に応じて変動する従量料金

で構成されており、使用水量の減少による収入の減少が、費用の減少を上回る構造になっている。

これは、基本料金で賄うべき固定費を、従量料金に配賦したことによるもので、人口減少社会においては固定費の配賦を見直す必要がある。

安定的に事業を運営するためには固定費の配賦割合を見直し、水道料金収入に占める基本料金収入を相対的に増加させることで、人口減少社会への対応を図ることが望ましい。

ウ 基本料金について

メーター口径が大口径になるほど水道の需要量は増加し、必要な水道施設の規模も大きくなるため、固定費の増加につながっているが、現状は固定費の多くを従量料金で賄っている。

基本料金と従量料金の割合の見直しに加えて、需要量に見合った基本料金とすべく、メーター口径別の理論流量比に基づいて基本料金の配分を見直すことにより、需要減少に対応する料金体系へと転換を図ることが望ましい。

エ 従量料金について

逓増型料金は、水源開発や水道施設の増強による資本費の高騰を抑制する

ため、需要増の要因となっていた大口使用者に節水を促すために導入した。

本市の水需要は、平成6年度(1994年度)をピークに減少しており、節水を促すために逡増型料金を設定する意義は薄れている。

基本料金の見直しと合わせて、原価を上回る従量料金単価を引き下げるなど配分を見直すことにより、需要減少に対応する料金体系へと転換を図ることが望ましい。

オ 用途別料金体系について

用途別料金として、神奈川県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に適用する浴場用料金と、工事現場において専ら土木、建築等の工事に直接使用するものに適用する工事用料金の2種類がある。

このうち、適用件数が減少し、用途別料金を適用する意義が薄れた工事用料金の廃止を検討されたい。

なお、料金体系の見直しにあたっては、以下の事項に留意されたい。

(留意事項)

- ・ 一般家庭の料金に配慮されたい。

- ・ 料金体系の見直しにより、負担が増加する使用者から理解が得られるよう、わかりやすい説明に努められたい。

(2) 料金水準について

料金算定期間(令和4年度から令和7年度まで)における総括原価と水道料金収入の比較では、3億4千万円の収入不足が見込まれるものの、資金収支では令和7年度末に13億6千万の資金を確保できる見込みであり、経営が成り立つことが確認できている。

令和7年度までは、現行の水道料金水準を維持されたい。

なお、今後の事業経営にあたっては、以下の事項に留意されたい。

(留意事項)

- ・ 世代間の公平性を保つため、総括原価の不足額を解消するよう、更なる経営努力を心がけられたい。
- ・ 水道事業は令和9年度に資金不足が生じる見込みであり、人口が減少する未来に過度の負担を残さないためにも、中長期的な財政収支が均衡するよう、料金水準の見直しを検討されたい。

4 下水道使用料の見直しについて

(1) 使用料体系について

ア 基本水量について

本市における下水道は、平成 17 年度に市街化区域の整備がほぼ完了し、公衆衛生の向上など所期の目的は達成されており、基本水量制度の意義は薄れている。

また、近年は世帯人数の減少や節水型社会の定着により、使用水量が 1 か月当たり 10 m³未満の使用者の割合が増加しており、水の使われ方の変化に対応した使用料体系が求められている。

以上のことから、基本水量を廃止し、1 m³から 10 m³までの従量使用料を新設することで、節水型社会に対応した使用料体系とすることが望ましい。

イ 基本使用料と従量使用料の割合について

下水道使用料の総括原価の大半は、供給量に関係なくかかる固定費で構成されている。一方、下水道使用料収入の多くは、使用水量に応じて変動する従量使用料で構成されており、使用水量の減少による収入の減少が、費用の減少を上回る構造になっている。

これは、基本使用料で賄うべき固定費を、従量使用料に配賦したことによ

るもので、人口減少社会においては固定費の配賦を見直す必要がある。

安定的に事業を運営するためには固定費の配賦割合を見直し、下水道使用料収入に占める基本使用料収入を相対的に増加させることで、人口減少社会への対応を図ることが望ましい。

ウ 従量使用料について

逓増型使用料は、下水道施設の増強による資本費の高騰を抑制するため、需要増の要因となっていた大口使用者に節水を促すために導入した。

下水道の有収水量は、平成 16 年度(2004 年度)をピークに減少しており、節水を促すために逓増型使用料を設定する意義は薄れている。

単価の偏りが大きい従量使用料単価の配分を見直すことにより、需要減少に対応する使用料体系へと転換を図ることが望ましい。

エ 汚水区分について

汚水区分として、神奈川県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に適用する公衆浴場汚水と、プール、製氷事業所等のし尿を含まない汚水を区分している。

このうち、プール、製氷事業所等のし尿を含まない汚水は、下水道に排出

された後の処理工程が一般汚水と同じであり、特別に区分する必要がないこ

とから、プール、製氷事業所等のし尿を含まない汚水の廃止を検討されたい。

なお、料金体系の見直しにあたっては、以下の事項に留意されたい。

(留意事項)

- ・ 一般家庭の使用料に配慮されたい。
- ・ 使用料体系の見直しにより、負担が増加する使用者から理解が得られるよう、わかりやすい説明に努められたい。

(2) 使用料水準について

使用料算定期間(令和4年度から令和7年度まで)中の令和6年度末には9億6千万円の資金不足が生じ、令和7年度末には17億8千万円まで資金不足が拡大する見込みであり、早急に使用料水準を見直す必要がある。

使用料算定期間において資金不足が生じないように、下水道使用料を値上げ改定されたい。

なお、今後の事業経営にあたっては、以下の事項に留意されたい。

(留意事項)

- ・ 使用料体系と使用料水準を同時に見直すことにより、より大きな影響をうける使用者に対して、改定の目的を丁寧に説明されたい。

おわりに

人口減少とそれに伴う水需要の減少により収入が減少する中で、上下水道施設の老朽化、自然災害等への対応など課題は多く、水道事業・下水道事業を取り巻く経営環境は、厳しさを増していくことが確実です。

そのような環境の変化に対応して、横須賀市で生活するすべての人が快適で安心できる暮らしを送れるよう、持続的に上下水道サービスを提供することが求められています。

当審議会では、「未来につながる最適な水道・下水道」を経営目標とする新たなマスタープランと、経営目標を達成するための水道料金・下水道使用料のあり方について、審議を重ねてきました。

水道事業・下水道事業にとって、人口減少への対応は喫緊の課題であり、人口減少社会における持続的な事業のあり方を早期に確立する必要があります。

また、将来を見据えると、環境対策・地球温暖化対策にも、今後は優先的に取り組まなければなりません。

この答申の趣旨を踏まえて、新たなマスタープラン・新たな水道料金・下水道使用料による健全な事業経営を実現し、将来世代に最適な水道・下水道を引き継ぐことを期待しています。